

川崎市指令環境 第34号

許可番号 第05720000728号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号

氏名 三友プラントサービス 株式会社

代表取締役 小松 源 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年5月15日

川崎市長 福田 紀彦 印

許可の年月日 令和3年7月1日

許可の有効期限 令和10年6月30日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（混合、固化、不溶化）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混合に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、
(カ) 廃プラスチック類、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、
(コ) 動植物性残渣、(サ) 金属くず、
(シ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(ス) 鉱さい、(セ) ばいじん
以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 固化に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、
(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(エ) 鉱さい、(オ) ばいじん
以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 不溶化に係るもの

(ア) 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、
(イ) 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、(ウ) 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、
(エ) ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

ア 混合機No.1に係る産業廃棄物は、処分後はセメント原料として焼却又は焼成処分されるものに
限る。

イ 混合機No.2に係る産業廃棄物は、処分後はセメント原料として焼却又は焼成処分されるもの
及び金属製品原料として焼却、精錬又は熔錬できるものに限る。

ウ 混合に係る産業廃棄物のうち、動植物性残渣は食品製造業、医薬品製造業から発生する
悪臭のない固形原料の不要物に限る。

エ 混合に係る産業廃棄物のうち、金属くずは磁性体ではない粉状又は粒状のものに限る。

オ 固化及び不溶化に係る産業廃棄物のうち、汚泥は含水率85%以下のものに限る。

カ 不溶化に係る産業廃棄物は、水銀を15mg/kgを超えて含有し、かつ水銀を
1000mg/kg未満含有するものに限る。

キ 不溶化に係る産業廃棄物のうち、鉱さいは粒径5mm以下のものに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び 許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。） 別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 7 月 1 日 更新許可

令和 3 年 7 月 1 日 優良認定

令和 3 年 8 月 27 日 事業計画変更（蒸留の廃止）

令和 4 年 10 月 1 日 変更許可（混合機 No. 2 の追加、固化施設 No. 1 の廃止、混合の品目に繊維くず、動植物性残渣、金属くずの追加及び固化の品目にガラスくずの追加）

令和 6 年 4 月 17 日 代表者変更

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 混合施設 (混合施設 No. 1) (設置年月日 平成29年11月22日)	41.6m ³ /日 (燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック 類、紙くず、木くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉍さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町 5 番 7 7 (361.3 m ²)
イ 混合施設 (混合施設 No. 2) (設置年月日 令和 4 年 8 月 3 日)	338m ³ /日 (燃え殻、汚泥、廃油、廃 酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物 性残渣、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず、鉍 さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町 5 番 7 9、8 0 (4111.67 m ²)
ウ 固化施設 (固化施設 No. 2) (設置年月日 平成15年10月20日)	264m ³ /日 (燃え殻、汚泥、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、鉍さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町 5 番 7 9 (3415.47 m ²)
エ 不溶化施設 (固化施設 No. 2) (設置年月日 平成15年10月20日)	264m ³ /日 (燃え殻(水銀含有ばいじ ん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじ ん等を含む)、鉍さい(水銀含有ばい じん等を含む)、ばいじん(水銀含有 ばいじん等を含む))	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
混合施設一式	41.6m ³ /日	混合施設 No. 1
混合施設一式	338m ³ /日	混合施設 No. 2
固化施設一式	264m ³ /日	固化施設 No. 2
不溶化施設一式	264m ³ /日	固化施設 No. 2